

今回は高齢者の権利擁護に関する情報を
地域包括支援センターからお届けします。

(6)

こんにちは地域包括支援センターです

▼虐待が起きない地域づくりのために

誰もがいずれ高齢者になります。すべての人が安心して生涯を暮らせるように、虐待を未然に防ぐ助け合える地域づくりが望まれます。そのためには高齢者の徘徊などの知識の習得、周囲の助けや協力体制があれば、家族の心身の負担も軽減されます。高齢者を支える家族の負担は大きいものです。介護保険サービスを上手に活用し、できるだけ介護状況をオープンにして地域や周囲の手助けを求めることも必要です。

地域のみなさんが できること

▼高齢者の介護をしている
家庭や、一人暮らしの高
齢者を見守り、声かけを
しましょう。

地域のみなさんが、高齢者
虐待を理解し、身近な地域で
起こりうる問題としてとら
えることが大切です。

みなさんが虐待を防いで
いこうという意識を持ち、
高齢者や家族を見守ってい
くことが虐待を防止する大
きな力となります。

高齢者の虐待とは？

▼身体的虐待

暴力的な行為などで、身
体に傷やあざ、痛みを与え
る行為や、外部との接触を
意図的に遮断する行為。

例：たたく、つねる、殴る、
蹴る、ベッドにしばるなど

▼介護や世話の放棄・放任

家族が介護や生活の世話
をせず、高齢者の生活環境
や、身体・精神状態を悪化さ
せていること。

例：おむつなどを放置する、
栄養失調などの劣悪な状態

で住環境の中に放置する、
医療を受けさせないなど

▼心理的虐待

脅し、侮辱、無視や嫌がら
せなどで、精神的、情緒的に
苦痛を与えること。

例：子供扱いする、怒鳴る、
ののしる、悪口を言う、無
視するなど

▼経済的虐待

本人の合意なしに、財産
や金銭を使用したり、金銭
の使用を理由なく制限する
こと。

例：本人のお金を使わせな
い、渡さない、本人の不勤
産、年金、預貯金などを本
人の意思・利益に反して
使用するなど

▼性的虐待

本人との間で合意がない、
あらゆる形態の性的な行為
またはその強要。

高齢者虐待の起きる要因

①自分で身の回りのことが
できなくなる↓家族の介
護疲れ

②認知症のため問題行動と
される行為が目立つ↓介
護者のストレス

③高齢者自身と家族との関
係↓人間関係の問題

④介護の協力者・相談者が
いない↓孤独な介護

⑤高齢者の収入（年金など）
で生活している↓経済的
な依存

⑥介護者のアルコール依存、
人格障害や精神障害↓心
の問題など

高齢者虐待が起きる要因
としては、介護者自身が介
護により心身共に疲れきつ
て、追い詰められているこ
とが少なくありません。そ
して、つぎのようなことが
わかってきています

①男性より女性の被害者が多
い。（全体の約8割が女性）

②年齢のより高い被害者が
多い。（80歳～90歳が最も
多い）

③認知症がある高齢者が被
害者であることが多い。

④8割以上が同居者からの
虐待である。

⑤虐待者が同居の息子であ
ることが多い。

虐待かもしれないと 思ったら

高齢者の虐待は、当事者
に自覚がなかったり、虐待
を受けている高齢者が家族

相談窓口

幸手東地域包括支援センター（ウェルス幸手内）☎(42) 8438・FAX(40) 3008
（権現堂川・吉田・八代・さかえ・さくら小学校区の人）

幸手西地域包括支援センター（西公民館内）☎(40) 3443・FAX(44) 0870
（幸手・行幸・香日向・上高野小学校区の人）

幸手市役所介護福祉課高齢福祉担当☎(42) 8438・FAX(40) 3008

埼玉県福祉部高齢者福祉課高齢者虐待防止担当☎048(830) 3251

埼玉県社会福祉協議会権利擁護センター☎048(822) 1204

サポートライン（老人虐待予防・支援センター）☎03(3357) 7073

ヘルプライン（日本高齢者虐待防止センター）☎0424(62) 1585

※民生委員・社会福祉協議会など身近な相談機関でも構いません。

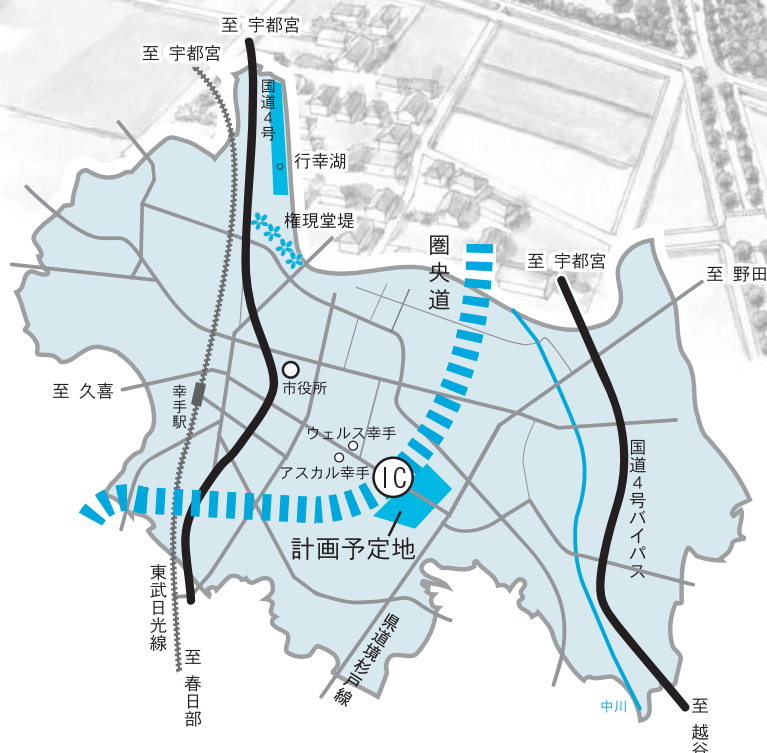
に遠慮することなどから、
周囲には見えにくいもので
す。また、他者が口を出しに
くいということもあります。
迷ったときは気軽に情報を
地域包括支援センターなど
にお寄せください。早期発
見が大切です。
※虐待に気づいた人は市町
村に通報する義務があり
ます。（相談、通報の秘密
は守られます。）

(7)

新しい工業団地の整備に 取り組んでいます

市では、現在開通に向け整備が行われている圏央道幸手インターチェンジ（仮称）の東側地域において、工業団地の整備に取り組んでいます。

新たな産業集積地が形成されることにより、地域の活性化、新規雇用の創出、税収の確保などが見込め、市全体の活力の向上につながることを期待できます。



圏央道（首都圏中央連絡自動車道）のインターチェンジから東側に広がる大字平須賀、神扇地区にまたがる場所で、約48haの規模を予定しています。

この地域は、豊かな田園風景が広がる優良農用地であることから、地域の特性を活かし、周辺の田園環境との調和が図られるよう十分配慮します。

圏央道（首都圏中央連絡自動車道）のインターチェンジから東側に広がる大字平須賀、神扇地区にまたがる場所

この工業団地の整備には、国や県とのさまざまな手続きや調整が必要です。これらが順調に進んだ場合、平成24年3月頃に造成工事に着手し、平成26年度に企業への土地の引渡しを行う予定です。

現在の取り組みについて

企業誘致活動を進めるとともに、工業団地を予定している土地を所有されている方々との調整や、それに伴う代替農地の募集を行っています。

代替農地を募集しています

市では、工業団地予定地の代替農地を募集しています。工業団地の計画を推進していく上で非常に重要な課題でありますので、工業団地予定地周辺に農地をお持ちの方におかれましては、代替農地の提供についてご検討くださり、当該事業の実現にご協力くださるようお願いいたします。なお、農地提供についてのご意向やご関心をお持ちの方は、企業誘致推進室までお問い合わせくださるよう重ねてお願いいたします。

受付 3月19日(金)まで

対象 工業団地予定地(大字平須賀・神扇地区)周辺に農地をお持ちの方

問合せ 企業誘致推進室

☎(43)1111 内線542・543

ています。そのほか、20ha以上の工業団地開発のため、埼玉県戦略的環境影響評価の手続きを行っており、2月12日(金)から報告書の縦覧を行います。(本号16ページ参照)

今後は、工業団地予定地一帯が農業振興地域内の農用地区域であることから農林分野に関する国・県との協議や、市街化区域編入などの都市計画の調整、埼玉県条例に基づく環境影響評価に関する手続きを進めていく予定です。